

(4) こども等への意見聴取について

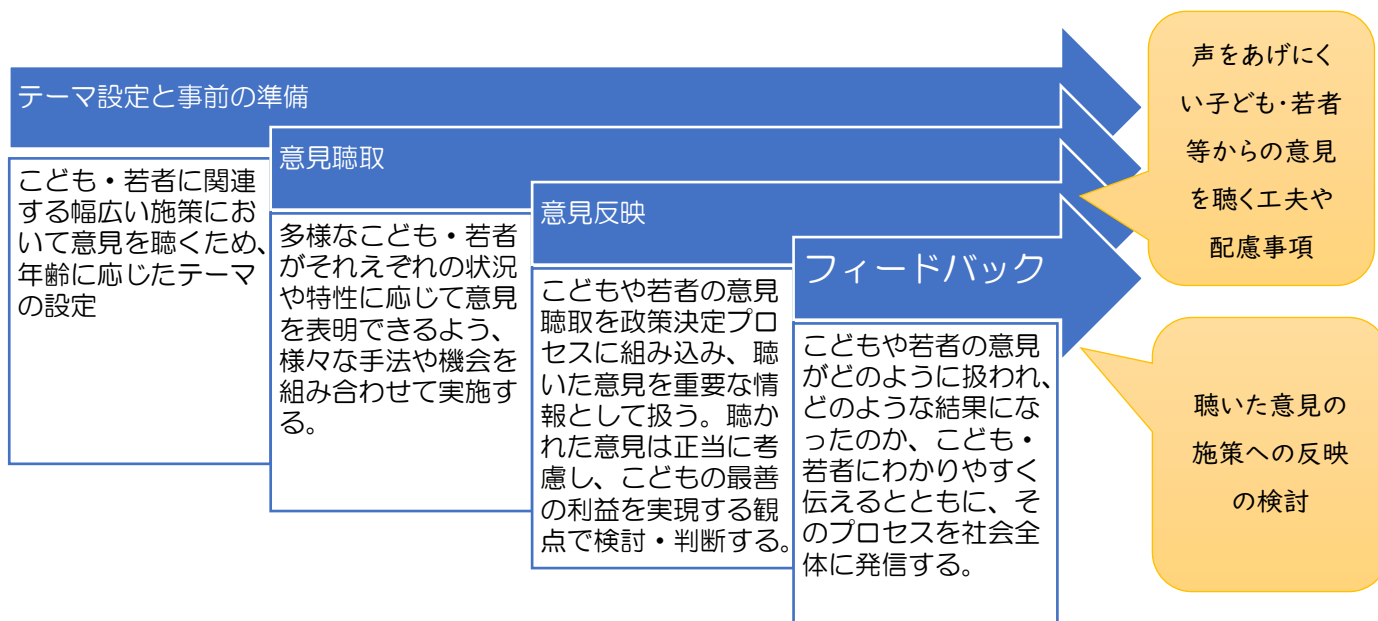
資料 6

1. 目的 「こども基本法」第11条では、地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価するにあたり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取し反映させるために必要な措置を講ずることを求められています。そのため、こどもの最善の利益を実現する観点からこども・若者から幅広く意見を聴取し、当市の子育て施策へ反映します。

「こども基本法」第11条の概要（地方公共団体に求められること）

- ・地方公共団体は、こどもの施策の策定・実施・評価するにあたり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- ・具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性を考慮しつつ、子どもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断する。
- ・聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい。

2. 意見聴取から政策への反映までの考え方やポイント



3. 調査名称

🌸 しんじょう こども（若者）アンケート 🌸

みんなでかんがえよう しんじょうの「いま」と「みらい」

4. 調査内容

- 🌸 小学生（こども）…遊び場や居場所、将来についてや悩み等について調査。
 - 🌸 中高生…将来について、居場所、意見を言う機会、こどもの権利、悩み等について調査。
 - 🌸 若者…将来の希望について、結婚や子育て、意見を言う機会や悩み等について調査。
- 「新庄市こども計画」の基礎資料とします。

5.調査の手法

	調査対象	調査方法	対象者数	調査期間
① こども	市内小学生 4・5・6 年生	学校のタブレットを活用した、アンケート調査	4 年生 280 人 5 年生 274 人 6 年生 259 人	令和 6 年 7 月
② 中高生	市内中学 1・2・3 年生		1 年生 253 人 2 年生 272 人 3 年生 253 人	
	市内在中の高校 1～3 年生年代のこども	住民基本台帳より抽出し、対象者へ案内を郵送。WEB（インターネット）アンケート調査	1 年生 311 人 2 年生 296 人 3 年生 298 人	令和 6 年 7 月
③ 若 者	新庄市出身の 20 歳の若者	「20 歳を祝う会」開催時にアンケートの協力依頼を配布。紙ベースでその場で回答または WEB（インターネット）アンケート調査	380 人	令和 6 年 8 月 14 日 ～9 月中旬
	市内大学・専門学校の生徒さん	学校へ協力依頼。紙ベースで回収または WEB（インターネット）アンケート調査	150 人	令和 6 年 8 月

6. アンケート(案) 内容

会議当日お渡しします